

豊島区都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

平成24年4月18日

都市整備部長決定

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律100号）第18条の2第1項の規定に基づく本区の都市計画に関する基本的な方針である豊島区都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という）を改定するため、豊島区都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「委員会」という）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本区の特性及び課題等を踏まえ、マスタープラン改定素案の内容について調査検討する。

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 6人以内 |
| (2) 区内に住所又は勤務先を有する者 | 9人以内 |
| (3) 区職員 | 4人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、区長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の代理)

第7条 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を経て、代理人を出席させることができる。ただし、公募により選定された委員についてはこの限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。